

2015年6月22日

京都家庭裁判所 所長白石 史子様

有限会社おとくに福祉研究所
きょうと福祉倶楽部
介護支援専門員 有田 和生

●● ●さんにかかる補佐人NPO法人「●●●●●●●●●●」の解任を求める上申書

わたしは●● ●さん(登記番号第●●●●●●—●●●●●●号)の支援を2010年1月より行っている居宅介護支援事業所「きょうと福祉倶楽部」の有田と申します。

わたしどもは営利企業の体裁ではありますが、利用者の人権を守る事を目的に設立し、当地で活動を続けてまいりました。

その実践は当方のホームページを確認頂ければ理解頂けるものと存じます。<http://fukushi-club.com/>

表題のように●● ●さんの補佐を受け持つ「●●●●●●●●●●」の補佐業務に多大な人権侵害があるため、ここに報告し、解任を求めるものです。

(権利侵害の事実)

1. 生活費、介護費用、医療費の確保をせぬまま放置

被保佐人●● ●さんは現在国民年金のみで生活を行っています。

その収入は生活保護基準同等ないしそれ以下です。

そのため、食材の購入費が無く、派遣されているホームヘルパーが調理などの支援が出来ない状態が継続的にあります。

糖尿病の治療についても病院までの交通費が確保できず、受診を中断した事実も確認されています。食事も満足に取ることが出来ず、治療も不十分な状態を放置して健康の維持が出来るはずがありません。

補佐人が適切に行政と協議したならば、介護保険法では「境界層認定」によりサービス費用の減額が可能となるか、保護基準を明らかに下回るのであれば生活保護法における生活扶助、医療扶助、介護扶助の受給が可能となる可能性があります。

にもかかわらず、補佐人はこの問題について当方の助言を無視し、協議のための連絡さえありません。そして今日まで具体的な行動を行っていません。

そのため、●● ●さんは生活困窮の事態を抜け出すことが出来ず、体調悪化を生み入院を繰り返し行う事になりました。

わたしたちは補佐人が放置を続けるのであれば当方が保護申請を行いたいとも考えています。ですが、補佐人が保管する預金額については日常の金銭支出を行う向日市社会福祉協議会も把握をしていません。そのためにこちらが申請を行うことも出来ない状態です。

わたしどもは彼の健康悪化の状態をつぶさに見てきました。

前回の入院前には尿失禁を繰り返し、室内は尿で汚染され、とても人が生活が出来る環境ではありませんでした。

この事態は介護支援専門員であるわたしは放置出来ません。そのため彼のいのちを守るためにやむをえず彼の経済状況を見捨てた形で支援を強化することになっています。

1. 寝具が無いままでの放置

6月20日の退院を前にして●● ●さんは寝具が尿に汚染され使用に耐えないことを自ら電話で補佐人に伝え、寝具の丸洗いを補佐人に依頼をしていました。にもかかわらず、退院前までにそれは実行されず、退院以降、掛け布団が無いままです。

その事実は当方からも連絡をしていますが、本日まで何の連絡もありません。

1. 精神科医療に対する「●●●●●●●●」の対応の問題

本ケースでは以前より関係者が集まりカンファレンスが行われてきました。

が、現在は●●●●●●●●の参加はありません。

その会議の中で被保佐人の診断名である、統合失調症について●●●●●●●●のT氏から「自閉症スペクトラム(アスペルガー症候群)では無いか」との疑義が提起された経過があります。その経過の中で主治医であった病院を除き、支援に関わる者全体がその可能性を視野に入れながら支援を行ってきました。

にもかかわらず、●●●●●●●●はその診断の当否を検証すること無く漫然と精神科への対応を行いました。

そのため、精神科は本人の意に反する治療を継続してきました。

具体的には自宅に本人の同意無く訪れ、向精神薬を注射する事が繰り返されてきました。

言うまでもありませんが、彼に自傷、他害の恐れが無いと誰もが認識しています。

ならば、治療の同意権は彼にある権利です。

その権利の行使を支援するのでは無く、漫然とその治療をさせ、放置しています。

わたしは本人からその治療への異議を聞きとり、当方は他の医師に相談のうえ現在はその治療は見直しの方向で進行させています。

本来はそれらの作業は補佐人が行うものだと考えます。ですが、こちらが連絡をしても補佐人から当方への連絡は全くありません。

(解任を求める理由)

前述のとおり、補佐人が●● ●さんのいのちと暮らしを守るために機能をしていないことは明らかです。

また、要介護高齢者、精神障がいを持つ高齢者を地域で支えるにはチームを形成することが欠かせません。彼らは別ケースでも地域のネットワークを無視し、援助チームを混乱に陥れたことは今回が初めてではありません。

チームが作れない補佐人は被保佐人にとり、百害あって一利なしです。

上記の理由から、ただちに●●●●●●●●の解任を求めるものです。

当方の周辺には地域のネットワークをきちんと理解する、すぐれた後見候補が多数いらっしゃいます。その中には精神保健福祉士もいます。彼の疾患を理解し、地元で根を張った実践者が被保佐人には必要だと考えます。